

# Rマッピと図面を重ねる前に確認すること

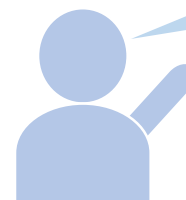
① 所有している図面全ての縮尺(寸法)を合わせること

全ての縮尺を統一し、寸法を合わせて重ねられる状態にすること

② 調査地の位置を特定する際は、  
必ず調査地にとって不利側となるように合わせること

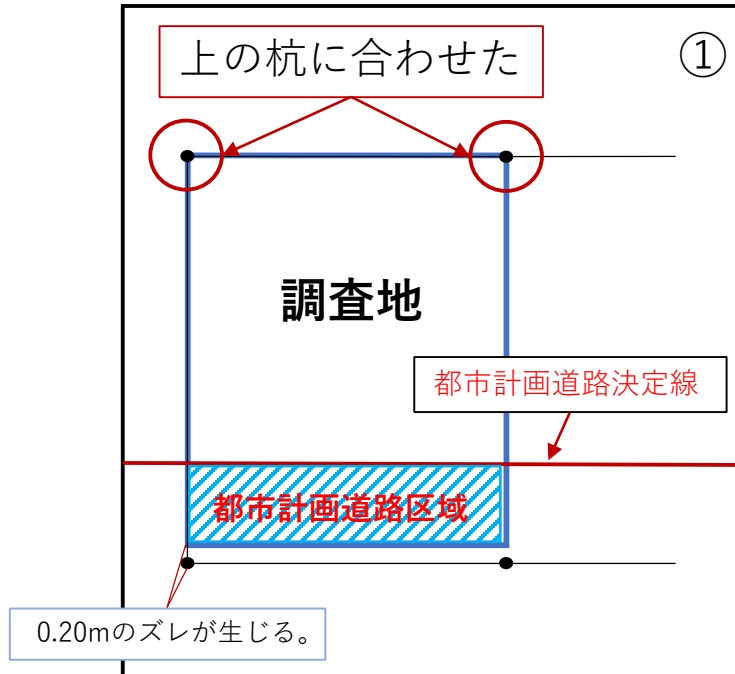
※境界点とは、市が道路境界として定めている杭等の位置を示しているものです。境界調査図で市杭・市鋸・民杭・図上点等様々な種類の標で境界を定めていますが、現地には杭等が存在しない場合があります。

吹き出しの中も重要だから  
ちゃんと読んでね！

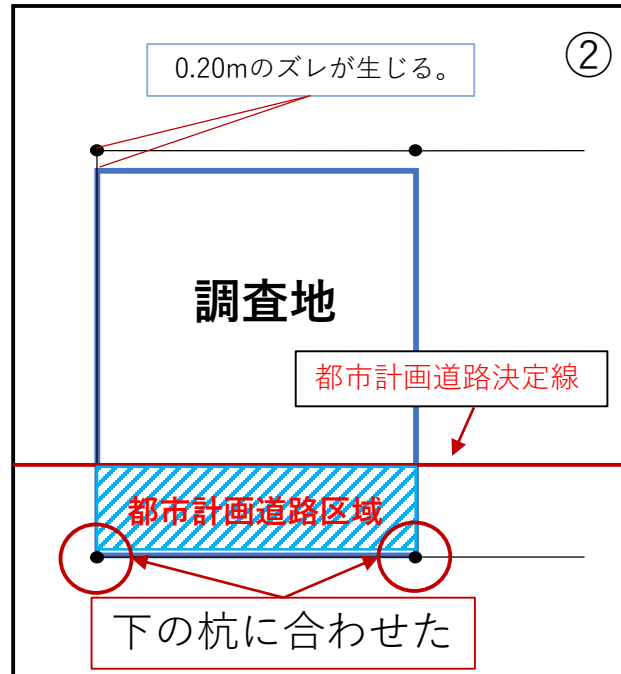


# 不利側についての考え方

調査地の位置を特定する際に、道路境界線と調査地図面の杭・外形が完全に一致しない場合は、**調査地に対して厳しい制限の割合が大きくなるように（不利側）**合わせます。不利側に合わせることで、都市計画道路の抵触や制限超過などの問題が発生するリスクが低くなります。

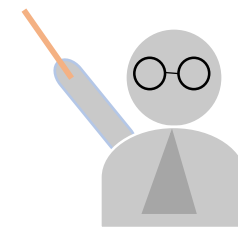


①上の杭で合わせた場合



②下の杭で合わせた場合

左図のように、測量精度の誤差により、測量成果とRマップ（区域線図）の境界点とズレが生じる場合があります。その場合、**調査地に対して厳しい制限の割合が大きくなるように（不利側）**合わせます。左図の場合、**都市計画道路が調査地に対して抵触する割合が大きい方が不利側**と考えられるため、②の合わせ方をします。



※都市計画道路と同様に用途界と防火界も不利側に考えます。

**用途界**：厳しい用途制限の割合が大きくなる方が不利側です。

**防火界**：厳しい防火制限の割合が大きくなる方が不利側です。（防火地域＞準防火地域＞防火指定なし）

# 調査地がRマッピの区域線図から離れている場合 ～道路図面編～

①Rマッピ（区域線図）と道路図面の縮尺を合わせ、両図面の点と道路境界線を一致させて重ねる。

**(Rマッピ)区域線図・補正図・別図・補正別図**

調査地

道路境界から調査地が離れている……

道路境界

縮尺1/500

Rマッピ(区域線図)

**Rマッピに重ねる**

50%コピー

縮尺1/250

**道水路境界調査図**

調査地

道水路等境界明示図・復元図 縮尺=1:250

凡例	
○	既存境界石標
△	移設境界石標
◇	新設境界石標
□	鉄線・記号（新設）

縮尺	○○冊○○号
法面	RO.○○.○○
縮尺	○○-○○

この地図の著作権は横浜市が保有します。

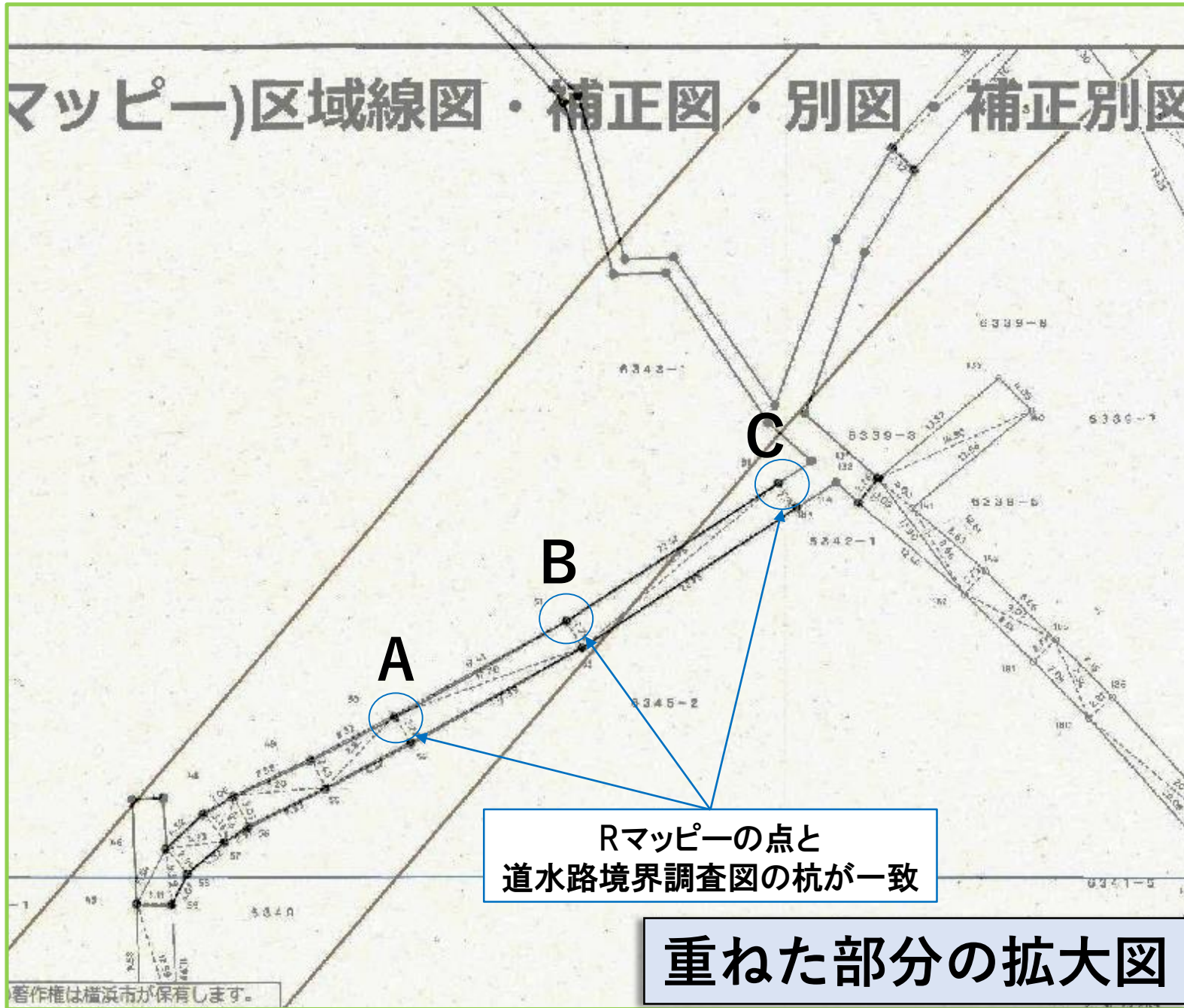
都市計画施設区域内での建築等の計画について  
都市計画施設の計画決定区域内で建築等の行為を行う際は、都市計画法第53条もしくは65条の許可が必要になります。

対象凡例

- 都市計画施設区域内(未整備(特例許可対象区間含む)都市計画法以外の事業中間区間)での建築物を建築するときは、都市計画法第53条の許可が必要になります。
- 許可要件に適合しない建築物は建築できません。
- 都市計画事業地内(認可事業中間区間)で建築物や工作物を建築するときや、土地の形質を変更するときは、都市計画法第65条の許可が必要になります。
- 事業の施行に支障がある場合は、許可できません。
- 都市計画施設整備済みであり、許可申請不要です。地上権が設定されている土地で地下に構造物がある場合は、構造物の管理者と協議してください。

調査地図面に境界点は載っているのに、調査地が道路境界から離れているな・・・道水路等境界調査図を利用して調査地の位置を特定できないかな？

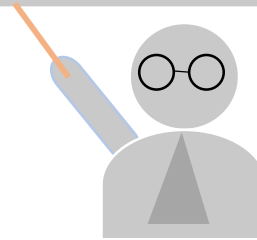
# Rマッピー)区域線図・補正図・別図・補正別区



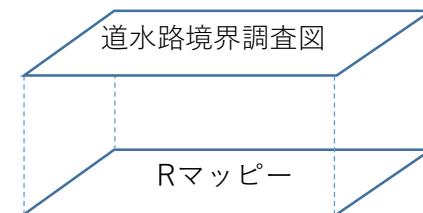
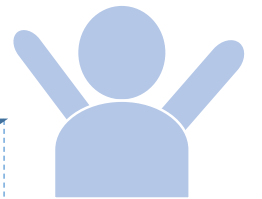
Rマッピー (区域線図) + 道水路境界調査図

まず、Rマッピーの境界点と道水路等境界調査図の杭を合わせます。これを行うことで、区域線図には載っていない境界点との位置関係が分かります。

**杭から杭までの距離が一致するところを確認した上で、重ねると分かりやすいです。**

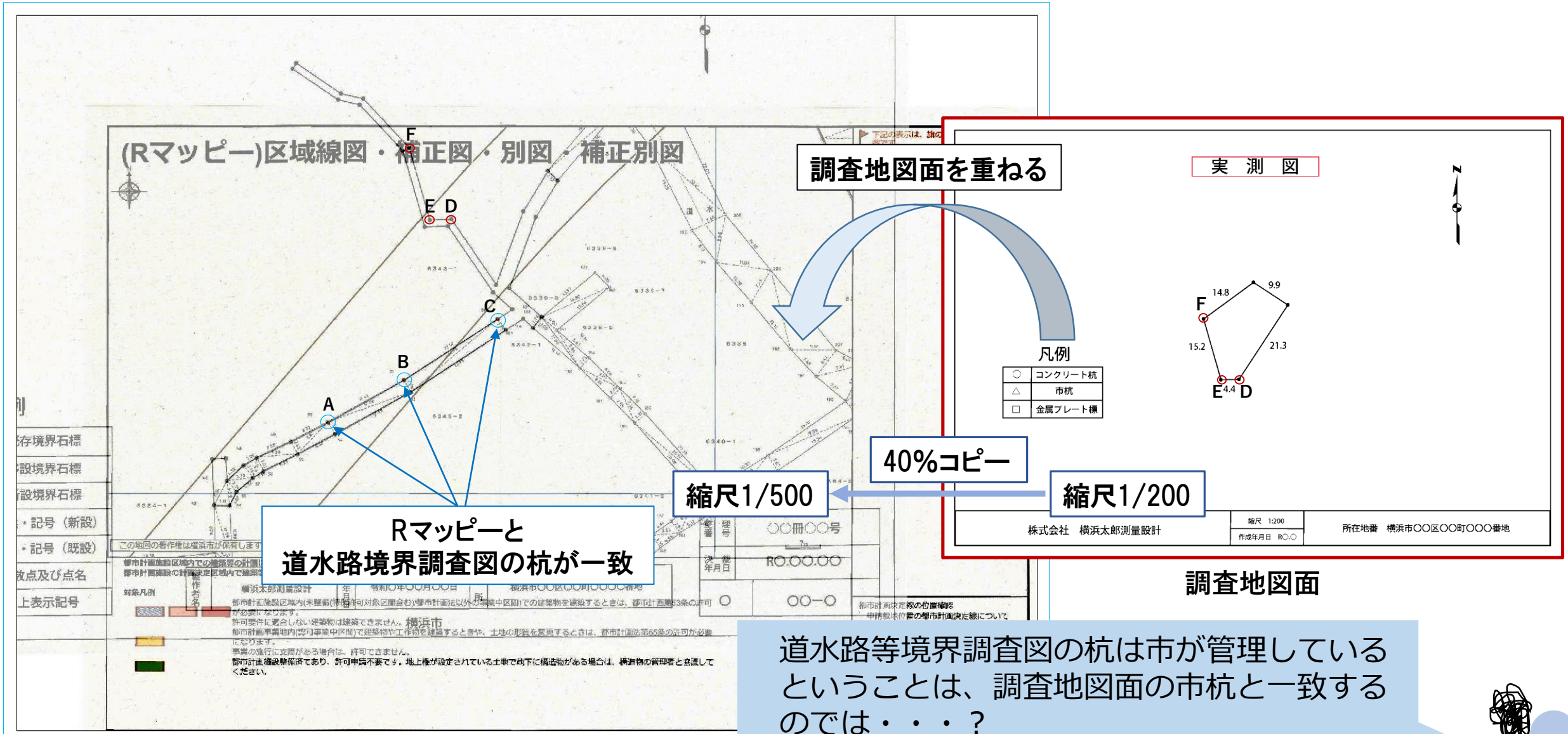


道水路等境界調査図以外の道路図面 (位置指定道路図、狭あい道路図) も図面形式が似てるから、同じように使えます！



重ね図イメージ

②調査地図面と①で重ねた図面の縮尺を合わせ、両図面の点と道路境界線を一致させて重ねる。



Rマップと  
道水路境界調査図の杭が一致

縮尺1/500

40%コピー

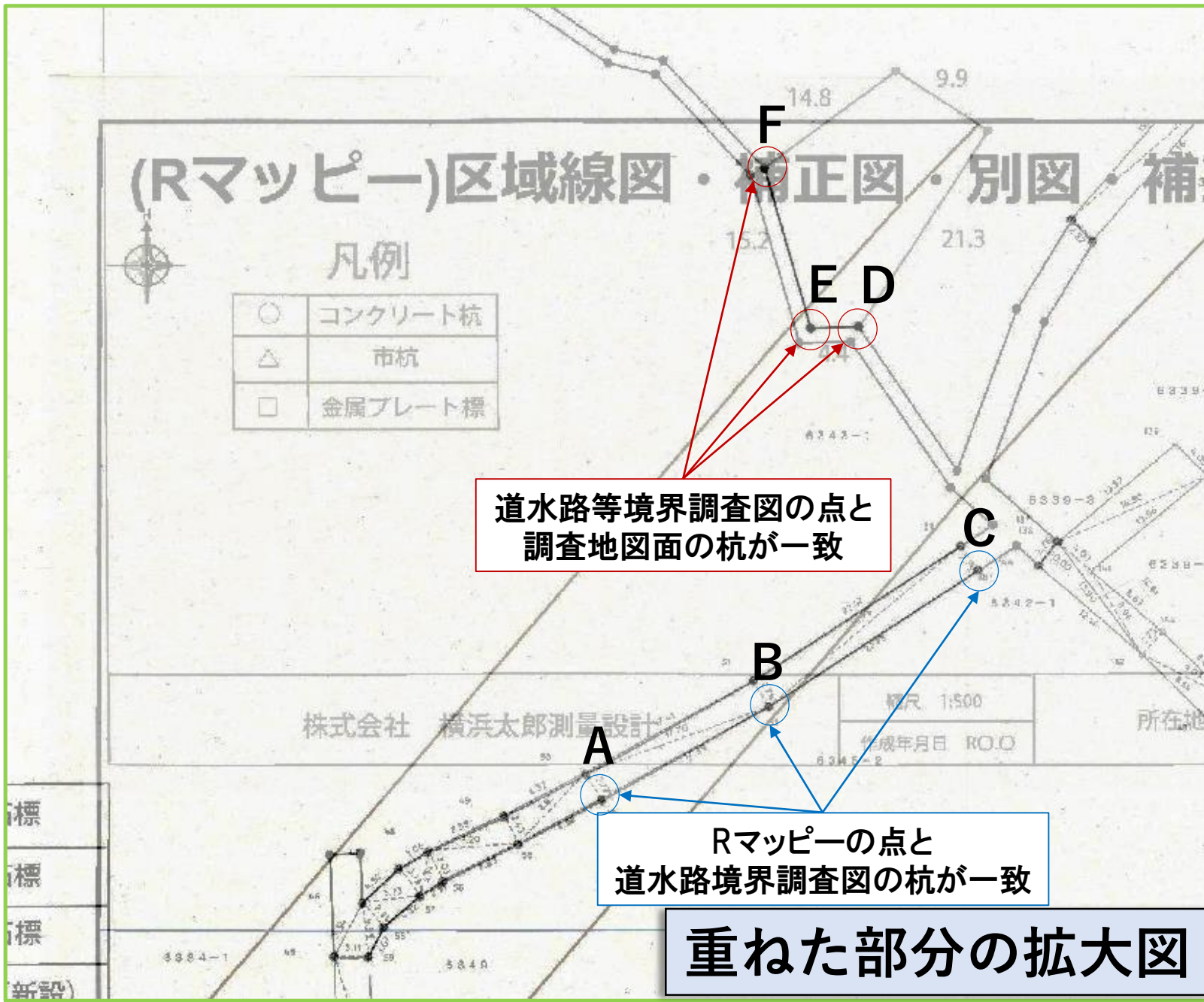
縮尺1/200

調査地図面

道水路等境界調査図の杭は市が管理している  
ということは、調査地図面の市杭と一致する  
のでは・・・？  
まずは、図面の縮尺を合わせないとなあ。

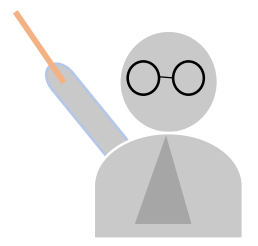
Rマップ（区域線図）+ 道水路境界調査図



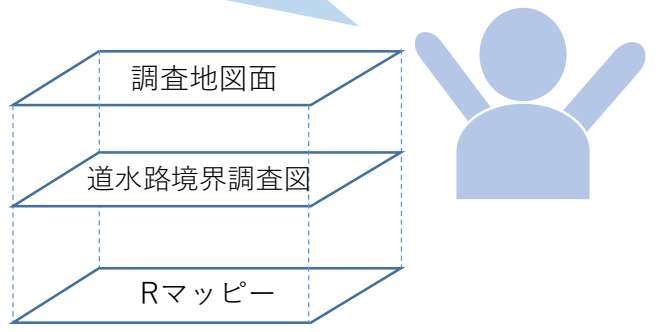


Rマッピ- (区域線図) + 道水路境界調査図 + 調査地図面

道水路境界調査図の点と調査地図面に記載の杭を重ね合わせることで位置特定が可能になります。杭から杭までの距離の数値が完全一致しなくても、**±0.25m**なら一致と判断できます。



境界点の中でもRマッピ-(区域線図)に載っている境界点が調査地図面にあれば、道路図面を重ねなくても位置特定できるから、**区域線図の境界点なのかはとても重要なんだね!**



重ね図イメージ